

健生発 0330 第 1 号
令和 8 年 3 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記について、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「ガイドライン」という。）の「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき、食品中の放射性物質の検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところですが、本日、令和 7 年 4 月以降の検査結果を踏まえ、ガイドラインが改正され、地方自治体の検査計画に関する考え方について見直しが行われました。

検査対象自治体におかれては、引き続き、本ガイドラインの「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき適切に検査計画を策定し、検査を実施するとともに、策定した検査計画について四半期ごとに健康・生活衛生局食品監視安全課まで御報告をお願いします。

特に、令和 7 年度、基準値を超過する野生のきのこ・山菜類の流通品が認められた市町村で、シーズンオフ等の理由により別検体の採取及び検査ができなかった自治体におかれては、令和 8 年度の各シーズン中に、関係部局と連携して検体の採取及び検査を実施いただくようお願いします。

なお、検査対象自治体以外の地方自治体におかれても、農畜水産物等の放射性物質検査を実施する場合は、本ガイドラインを参考にするようお願いします。